

医療法人社団 巨樹の会
小金井リハビリテーション病院
指定(介護予防)訪問リハビリテーション運営規程

《事業の目的》

第一条

医療法人社団 巨樹の会 が開設する 小金井リハビリテーション病院(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が、居宅要介護者(主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その介護予防を目的とする。

《運営の方針》

第二条

- ① 事業所の訪問理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称:小金井リハビリテーション病院
- ② 所在地:東京都小金井市前原町 1-3-2

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職務内容

- ① 管理者 院長 金 隆志(医師)
事業所の理学療法士等の管理及び業務の管理を一元的に行う
- ② 責任者 リハビリテーション科 課長
業務の実施状況を把握し、リハビリテーション科内の管理を行う
- ③ 従業員数

医師	医師	1名以上
理学療法士等	理学療法士	1名以上
	作業療法士	1名以上
	言語聴覚士	1名以上

主治医との密接な連携と訪問リハビリテーション計画にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

《営業日及び営業時間》

第五条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から土曜日までとする。
但し、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）については、利用者、家族、介護支援専門員との相談によりリハビリテーションが必要な場合は適宜訪問リハビリテーションを実施する。
- ② 営業時間：8時30分から17時までとする。（時間外は相談に応ず）

《指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業の内容》

第六条

- ① 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。
- ② 病状、障害の観察
- ③ 生活環境への適応
- ④ 廃用症候群の予防
- ⑤ 基本動作能力の維持・回復
- ⑥ 日常生活活動の維持・回復
- ⑦ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑨ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑩ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業の利用料等》

第七条

介護保険における指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

高齢者の医療の確保に関する法律・医療保険各法における指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（訪問リハビリテーション費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

① 基本利用料（別紙参照）

要介護認定者

訪問リハビリテーション費 及び 加算分 1割～3割負担

② 日常生活上必要な物品に関しては実費負担とする。

③ サービス提供記録等の閲覧または交付に関する料金

申請にかかる手数料 1件につき 300円

閲覧 100ページまで 1ページ毎に 100円

謄写交付 複写機により複写したものの用紙 1枚につき 20円（A3判は40円）

フィルム等のコピー フィルム 1枚につき 500円

但し、当該金額が300円に達するまでは無料とし、300円を越えるときは当該金額から300円を減じた額とする。

《通常の事業の実施地域》

第八条

通常の事業の実施地域は、小金井市全域、府中市（朝日町、押立町、片町、北山町、寿町、小柳町、是政、幸町、栄町、清水が丘、白糸台、新町、浅間町、多磨町、天神町、東芝町、西原町1～3、日鋼町、八幡町、晴見町、日吉町、府中町、本宿町、本町、緑町、南町1・6、宮西町、宮町、美好町、武蔵台、紅葉丘、矢崎町、若松町）、三鷹市（井口、井の頭、大沢、上連雀、下連雀、新川2～6、深大寺、野崎）、国分寺市（泉町、内藤1、西恋ヶ窪、西元町、東恋ヶ窪、東元町、本多、本町、南町）、調布市（上石原、小島町1～2、佐須町1、下石原、深大寺北町、深大寺東町、深大寺南町、深大寺元町、多摩川1～2、調布ヶ丘、飛田給、野水、西町、富士見町）、小平市（回田町、学園西町、学園東町、喜平町、御幸町、上水本町1・3～5、上水南、鈴木町、天神町1、花小金井1・6～7、花小金井南町）、武蔵野市（境南町、境、桜堤、関前、中町1、西久保1～3）、西東京市（新町、南町4～6、向台町、芝久保町1～3）、国立市（東3）

《緊急時における対応方法》

第九条

- ① 理学療法士等は、訪問リハビリを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。
- ② 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員に報告しなければならない。

《事故発生時の対応》

第十条

訪問リハビリの提供により事故が発生した場合には、市町村・ご家族・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこととする。

《虐待の防止のための措置に関する事項》

第十一条

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

《業務継続計画の策定等》

第十二条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ② 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

《サービス内容に関する苦情・相談窓口》

第十三条

サービス内容に関する苦情・相談窓口を以下に記す。苦情や相談に対して、迅速かつ適切に対応を行う。

医療法人社団 巨樹の会 小金井リハビリテーション病院	高木 優	042-316-3561
東京都国民健康保険連合会		03-6238-0011
市町村介護保険相談窓口	小金井市	042-387-9822
	府中市	042-335-4031
	三鷹市	0422-45-1511
	国分寺市	042-321-1301
	調布市	042-481-7321
	国立市	042-576-2111
	小平市	042-346-9539
	西東京市	042-438-4032
	武蔵野市	0422-60-1846

《その他運営についての重要事項》

第十四条

- ① 理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
訪問リハに従事する新任者・現任者共に研修計画に沿って研修を実施する。
- ② 理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ③ 理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
- ④ 適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- ⑤ いかなる状況においても、要介護者等の自由を制限するような身体拘束は行わない。
- ⑥ この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は小金井リハビリテーション病院内での協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成27年11月1日より施行する。

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、平成30年8月1日より施行する。

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

この規定は、令和1年10月1日より施行する。

この規定は、令和1年11月1日より施行する。

この規定は、令和2年2月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。